

平成28年9月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成28年9月13日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成28年9月13日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	下川 芳樹	2番	坂本 玲子	3番	邑田 昌平
	4番	森 正彦	5番	片岡 勝一	6番	松浦 隆起
	7番	岡村 統正	8番	中村 卓司	9番	
	10番	永田 耕朗	11番	西村 清勇	12番	今橋 寿子
	13番	徳弘 初男	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	下川 芳樹	2番	坂本 玲子	3番	邑田 昌平
	4番	森 正彦	5番	片岡 勝一	6番	松浦 隆起
	7番	岡村 統正	8番	中村 卓司	9番	
	10番	永田 耕朗	11番	西村 清勇	12番	今橋 寿子
	13番	徳弘 初男	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副町長	村田 豊昭	教育次長	吉野 広昭
教育長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	公文 博章
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総務課長	横山 覚	町民課長	麻田 正志
税務課長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	渡辺 公平

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成28年9月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成28年 9月13日 午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 常任委員会審査報告について
総務文教常任委員会

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

8 番、中村卓司君の発言を許します。

8 番（中村卓司君）

おはようございます。8 番議員中村卓司でございます。議長のお許しをいただきまして、2 日目の質問をさせていただきたいと思いをします。平成 28 年 9 月議会の質問をさせていただきたいと思いをします。

普段は所見を少し申し上げていますが、きょうは申し上げません。ただ、いつも 9 月議会また 12 月議会につきましては、予算というものを伴う時期でもございます。12 月になると、少し遅れたりすることもあります。私個人の議員だけではなくて、ほかの議員さんの質問も予算が伴う時期でございますので、そういった意味で、提案をすることなり要望なりで予算に反映をしていただければありがたいなというふうなことを先に申し上げて、質問に移らせていただきたいと思います。

今議会は 3 つ、質問をさせていただきます。まず 1 つは、いじめ問題であります。昨日の森議員の質問の中で、これに関するとはいいますか、不登校の問題についても質問がありまして、重複する点ありましたら申しわけございませんけれども。私のほうからも少しその点につきましても質問をさせていただきたいと思いをします。

昨日の森議員の質問、そして答え、教育長のほうの答えの中に、佐川町では全体の 3.92% というのが不登校であり、高知県の平均では上回っていると、多いという答え、ございました。

不登校は、いじめ等のストレスが重なって、そのような要因の 1 つだと言われております。9 月の 1 日、過ぎましたけれども、この自殺者が子供たちの自殺者が一番多いと言われているのが 9 月 1 日だそうです。特に多い 1 日だそうです。夏休み明け、いろいろなことがあるんではなかろうかと思いをしますが、そういったことを言われております。

そこで、その日は過ぎましたけれども、さてそれでは佐川町においてですね、こういったその自殺では、という記事ではございませ

んけれども、いじめ、という実態がどのように把握されているかを、まず聞かせていただきたいと思いますので、現状をですね、教育長にお願いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

それでは、いじめに関する現状を申し上げます。これは平成 26 年度のデータでございます。まだ 27 年度は、県、国の全体の状況が公表されておりません。年、大体 10 月から 11 月ぐらいにかけて公表されるということ、現時点で国、県との比較ができるのは、直近のデータは平成 26 年度になりますので、その状況を申し上げます。

まず、いじめの認知件数でございます。

まず小学校、佐川町では 1 件、これを生徒千人当たりの件数に換算しますと 1.7 件ということになります。それから県が 220 件、生徒千人当たりで換算しますと 6.4 件。それから全国が 12 万 1,635 件、生徒千人当たりに換算しますと 18.4 件。いうのは小学校が非常に全国が多いという状況が出ております。

次に中学校でございます。佐川町が 5 件、これは生徒千人当たりで換算しますと、16.3 件。県が 284 件、生徒千人当たりに換算しますと 17.8 件。全国が 5 万 1,200 件、生徒千人当たりに換算しますと 15.9 件と。

小学校は、全国に比べて少ない高知県の状況、佐川町の状況がございしますが、中学校につきましては、全国に比べ高知県が高い、佐川町も全国に比べ若干高い、そういう状況でございます。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

佐川町は若干高い、余り数字は多く差はないんですけれども、若干高いということでございます。

私が、今回のこの質問するに当たりまして、新聞等をいろいろ調べておりました。教育長も見られたかもわかりませんが、高知新聞の 9 月の 3 日、先週の土曜日ですか、に記載をされていた記事を少し紹介をさせていただきたいと思います。これは高知県ではございません。名古屋の問題です。

昨年 11 月、名古屋の、当時中学 1 年生が自殺した問題について掲載をされておりました。その中で、市教育委員会の第三者機関いじめ対策検討会議というのが、2 日発表したところによりますと、いじめのほか成績の伸び悩み、安心感が損なわれる学校や部活動の

雰囲気ストレスを募らせていた結果、自己安定感を低下をさせて死を選んだということですという検証結果を発表をしております。

検討委員会では、１、体型の悪口を言われた。２、弁当をほかの生徒に勝手に食べられた。３、所属していた卓球部に弱いなどと言われた。といういじめがあったと認定をされた、と。統制がとれない学級の雰囲気やほかの卓球部員の横暴な態度にもストレスを感じていたと判断した。一見、重大に映らなくても、さまざまな要因が重なり自殺を選んだ。と経緯が明らかになった。担任も部活の顧問も、ほかの生徒の行動を深刻に見ず、指導、管理が不十分であった。と指摘がっております。心理テストの結果を生かせなかったほか、事案を把握、判断する仕組みも機能をしていなかった。学校に対して、瑕疵があったとしております。

いわゆる瑕疵があったということは、裁判とかいろいろな問題になっていきますと、責任ということになります。けれども今、佐川町においては、そういう事例が幸いしないわけでありますけども、この痛ましい事例がですね、あってはなりません。

そこでですね、その対策を、今の段階で教育長から何例かの報告があったようでございますが、佐川町として、いじめ、不登校、自殺を防ぐためのどのような対策を現在とっておられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず１点目として、早期発見につなげるという視点から、学校生活アンケートというものを年３回以上実施しております。これは、少なくとも学期に１回ずつするということでございまして、このアンケートの中で、例えば、いやなことをされている子はいませんか。あるいは、あなた自身が学校の友だちにいやなことをされたことはありますか。そういったアンケートを、これは学期に１回、少なくとも年３回以上やっております。これによって、早期発見して、いじめを直ちに解消するというような取り組みにつなげております。

また教員、当然さまざまな子供がおりますので、情報共有を図る必要がありますので、職員会議を通じて、まずいじめ問題について教職員間の共通理解を図る。さらにはいじめ問題に関する教職員研修も行っております。

また、子供たちの自発的な活動ということも大事な視点でござい

ますので、児童・生徒会活動等を通じていじめ問題を考えさせたり、仲間づくりを促進する、そういった取り組みもしております。また、授業の時間におきましては、例えば道徳の時間でありますとか学級活動の時間に、いじめにかかわる問題を取り上げ指導を行う、さらにはスクールカウンセラー等を積極的に活用して相談に当たる。そういったことを現在、学校で取り組んでおります。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

内容的には細やかに防止対策というのが取られているようです。この先ほど言いました名古屋の事例を申し上げますと、言葉に出てくるのに、いじめ対策検討会議というのが出てくるんですね。佐川町では、そういったいじめ対策の委員会とか対策委員会というのは、現在のところないんですかね。

教育長（川井正一君）

まず、教育委員会と学校にそれぞれ、いじめ問題の調査委員会を現在つくっております。このいじめ問題の調査委員会というのは、例えば、まず学校でそういったいじめが起きて重大な事案に発生する、子供が例えば身体的な、かなり体に害を及ぼすような暴力を受けたりとか、そういったことがあった場合、直ちにいじめ問題の調査委員会を学校で立ち上げて解決を図ると。というのが学校におけるそういった取り組みの組織です。

また教育委員会におきましても、外部の方約5名の委員さんに就任していただきまして、いじめ問題調査委員会を設置しております。これは、そういった重大事案、例えば、先ほど御指摘がございました自殺等、そういった事案が発生した場合、第三者的立場でその問題を検証する、そういった意味合いでのいじめ問題の調査委員会を教育委員会にも設置してございます。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

そこです、この小学校1、中学校5っていう人数が、件数が出たわけですが、そこに具体的に、こういうケアができましたよ、やっていますよということの具体的な話がありましたら、聞かせていただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。先ほど申し上げましたさまざまな学校における対策をしておるわけなんです、実際そういったいじめが発生し

た場合には、まず、そういった事情を学校が聞いて、そしてその解消を図るという取り組みをするわけなんですけど、この平成 26 年度のときに発生したいじめ 6 件のうち 5 件は、その時点で学校が指導して解消されております。残り 1 件につきましては、学校が取り組み、生徒に話をして一定の解消は図られましたが、まだ万全な解消には至らず、継続的にその子たちを見守っていると、そういうような状況でございます。以上です。

8 番（中村卓司君）

いろいろなニュースを見てみますと、そのいじめっていうのが表面化しにくくて、その子供たちの中で、自分で隠すと言いますか、親にも知られたくない、周りにも知られたくないということで、どんどんどんどん取り込んでいって、最終的に最悪の結果をもたらすという事例も聞くわけですが、その辺のケアもですね、どこまでできるのかっていうのが非常に問題ですけれども、個人をわかっているでしょうから十分に見守りをですね、現場特に学校での問題だと思うんで、十分に見守ってほしいというふうに思いますし、また友達関係そして父兄、P T A なんかにですね協力を、個人的に名前がいきますと大変ですけれども、それなりの見守りをお願いをしたいと思います。

そこで、私が調べましたのは、教育長が言われました人数よりもっと少ないんで、現在のところ 1 名の方がちょっと心配だなという声を、そのような活動をしている方にお聞きをしました。その方は今現在高校生になられているようでございますけれども、学校が怖いというふうなことで、なぜかという、その不登校なりいじめがあったんではなかろうかということで、特別な学級に通っていたということでございますが、今は高校生らしいんですが。高校生も佐川の子供たちです、公立といいまして佐川の子供たちなんで、その辺の引き継ぎ、またですね、小学校からの引き継ぎも十分になされているか、その点をお聞かせを願いたいと思います。小学校から中学校、中学校から高校と、そういう連携がなされているかを聞かせていただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず小学校から中学校につきましては、そういうことを各小学校から中学校へ引き継ぎをしております。そういうことを踏まえて、例えば、佐川中でしたら、学年 2 クラスとか 3

クラスございますので、そういったクラス分けのときに配慮するか、そういうことはしております。ほかの、黒岩と尾川につきましても、1クラスということで、そういった配慮はできないんですが、学校はそういう情報をいただいて、中学校としてしっかりと子供たちを見守っていく、そういうことにはつなげております。

それから中学校から高校へ上がる場合でございますが、さまざまな学校へ行きます。特定の学校へ行くわけではございませんので、言うなれば、生徒の中学校時代の状況はそれぞれ、学校へお伝えすると、そういうことはやっておりますが、特定の対人関係であるとか、そういった情報までは高校には余り言っていないのではないかと思っております。

と申しますのは、高校進学段階で結構分かれていくということがございますので。ただ小学校から中学校になりますと、同じ一校にまとまって行くということで、細かい情報等全て中学校には上げておると。高校段階での情報はちょっと私も、詳しく、そこら辺どの程度上げているのか、詳しくはちょっと承知しておりませんが、小学校、中学校段階についてはしっかり上げている、それは確認しております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

小学校、中学校の連携はしっかりできているということでございますけれども、中学校から高校へ、進学していくわけですね。先ほども申し上げましたけれども、同じ佐川町の子供たちなんで、どこの高校へ行っても、佐川高校以外に行ってもですね、それなりの引き継ぎをしながらですね、見守るっていうことが大事だと思いますので、中学校を卒業したから、もうよその町外へ行ったからということで見放さずに見守ってほしいというふうに思います。

そこです、最後にですね、お願いをしておきたいんですが。いじめ検討委員会というのが教育委員会にあるということなんですが、それは不定期的というか、そういうことが起きた場合にやられているのか、月に一遍とかいうふうに定期的にやられているのか。定期的にやられていなかったらですね、やっぱりある程度、その発生時ではなくって、定期的に、事前にそういうことを防ぐために、定期的に1月に一遍とか2月に一遍に情報交換をしていく、こういう話をする。それから民生委員さんなり、教育関係、学校関係、PTA関係にですね、こう連携取り合う。そういうちっさな原因があ

る前に取り除くというふうな努力も要るんじゃないかというふうに思っていますけども、教育長、そういう点いかがでございましょう。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。教育委員会に設置しておりますいじめ問題の調査委員会と申しますのは、そういった重大事態が発生した場合に備えてのものでございます。そうしたときに、全て第三者の方に委員に就任していただいておりますので、調査をしていただくと。第三者立場で。ということで、予算的には、年間何回か、もし重大事案が発生したら、一定回数、会を開催する必要がございますのでっておりますが、大体そういう、幸いと言いましょうか、佐川町でそういった重大な事案が発生しておりませんので、年1回程度、国、県、そういったいじめの伝統的な調査の統計資料ができた段階で、年1回程度委員の皆様にお集まりいただいて、今、佐川町の状況を報告し、また学校がこういった取り組みをしている状況、そういったものをお伝えするというところでやっています。

それから、各学校におきましては、そのいじめ問題の調査委員会は定期的で開催して、学校としての取り組みなんかも検証するとか、そういったことをやっているというふうに聞いております。

8 番（中村卓司君）

そのいじめの検討委員会というのは、起こったときの事後処理みたいな形でっていうふうに、どこに原因があってこういうことになったんでしょうねということらしいんですが、最初も言いましたとおり、ちっちゃい芽を摘むということになりますと、委員会をいつも定期的にやれというのは無理な話かも知れませんが、民生委員さんなり、PTAの会なりですね、こういうことが起こってませんかというふうな問いかけをするようなことでも構るので、教育委員会についてはですね、不登校なり、いじめなり、そういうことについての投げかけをすることを検討項目の中で投げかけていけるような機会もつくってほしいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。佐川町で、佐川町地域支援ネットワークという組織をつくってございます。その組織が佐川町の9地区をそれぞれ学期に1回ずつ会をしております。

その会には、小中学校、例えば斗賀野でありましたら、斗賀野の小学校あるいは保育園の、そういった関係者の方に出席していただいて、また地域の民生委員の皆さんにも出席していただいて、そういった中で情報交換をして、いじめ問題であったり不登校も含めて、さらに非常に厳しい家庭に対する支援をどうするのか、そういったことを、日ごろ情報交換をして、必要な支援をするということもやっておりますので、今後ともそういった中で、いじめを含めいろんな情報が出た場合には学校と一緒にあって適切な対応をしたいと考えております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

ぜひ、重ねて申し上げますけども、小さい芽を摘んでいくということの努力をお願い申し上げたいと思います。この質問は以上にさせていただきます。2 番目の質問にいきます。

佐川町内のスポーツ振興の対策についてっていう課題で質問をさせていただきます。まず初めにですね、佐川町のスポーツの現状をお尋ねをしたいと思います。

町内で行われているスポーツの種目の数とかですね、それに加入をしている人数、どれくらいおいでなのか、まずはそのことをお聞かせを願いたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。スポーツにつきましては、佐川町で大きく 2 つの団体がございます。1 つが佐川町体育会、そしてもう 1 つがさくらスポーツクラブということになります。

これの現在のちょっと登録人数を申し上げますと、まず、佐川町体育会では 52 チーム。これ 533 人、登録人数が入っております。これは平成 27 年度末の数字でございます。その後、本年度、若干数字が動いているかと思います。主な種目としましては、スカッシュバレー、バレーボール、バドミントン、ラージボールの卓球、ペタンク、硬式テニス、陸上、ソフトボール、野球、サッカー、柔道等々、さまざまな活動をしていただいております。

活動状況としましては、それぞれのスポーツのサークルにおいて、さまざまな大会に参加したりとか、あるいはみずから大会をやったりとか、いろんな活動をしておりますが、体育会として主体的に主催する大会としましては、佐川カップ少年サッカー大会、それから黒岩短縮マラソン、新春走ろう会、佐川町駅伝競走大会、高岡地区

少年野球交換会、こういったものを体育会主催で開催しております。

次に、さくらスポーツクラブにつきましては、会員数が 156 名でございます。さくらスポーツクラブにつきましては、スポーツと文化 2 つのサークル活動で成り立っております。スポーツサークルとしましては、太極拳、3 B 体操、ラージボールの卓球、ヨガ、エアロビクス、そういったもの、それから小学生を対象にしたバスケットボール、バレーボール、陸上競技、あるいはキッズダンス、そういったものやっております。それから文化活動としましては、さくらシニア合唱団、そういった活動をしております。

そういった中で、それぞれの、さくらスポーツクラブとして、例えばラージボールの大会を、参加するあるいは佐川町で開催するか、そういったことをやっております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

合計で 689 名、だぶった方もおいでるかも知れませんが、700 名弱の方が体育会それぞれ 2 つの組織に入っておられる。クラブに入っていないなくても、ウォーキングだけを楽しみゆう方も大勢の方がおいでると思ひまして、佐川町の人口からいきますと、10% ぐらいになるぐらいに、大方やっているのではないかというふうに思いますよね。この数字からいきますと、そうはいきませんが。そういった隠れたスポーツ愛好家も含めたら、1 割ぐらいの方が熱心にスポーツをやっておられると思います。

そこでですね、お聞きをしたいんですけども。こういうスポーツクラブで施設なり、それから町の行政なりのフォローがほしいというような声ですね、どこから上がってきてはいないかというふうに思いますけれども。教育長、今の段階で、私のところのクラブもこんなのが欲しいとか、ああしてほしいとか要望が上がってきておる事例がありましたら聞かしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。今の時点で具体的に私のところへ要望してきていただいたものは、テニスコートを拡張してほしいと、そういう要望は具体的にいただいております。それ以外は、特に、具体的なもの、施設面含めて、要望は今のところはないというふうに思っております。以上です。

8 番（中村卓司君）

6月の議会に、私、同じような、スポーツと健康というふうなことをどう思いますかっていうことで質問をいたしました。スポーツで健康づくりを推進することは医療費の軽減になると思うし、佐川町の現町政で今後の進め方はどういうふうに思いますかということに対しまして、町長が答えていただきまして、スポーツで健康づくりは大切なことであり、中期的な目標を定め進めていくように相談をしている。プール活用のスポーツ推進や健康増進、さくらスポーツクラブのあり方も含め、町全体で考えている途中である。今後は、スポーツ、健康、食育も含めて健康増進のためのまちづくりを進めていくというふうに、大変積極的なお考えをいただきました。

そこでですね、ちょうど教育長のほうから、要望が出てるのはテニスということが出ましたんで、その点につきまして集中的にちょっと質問をさせていただきたいと思いますが、町長の積極的なお答えもあった上に質問をさせていただきます。

今後の佐川町のスポーツ、健康、食も含めということで、町長のほうのお答えがありました。そこで、今、この間終わりましたオリンピック、リオのオリンピックで日本選手で41個のメダルを取りまして、錦織圭も銅メダルということですから素晴らしい成績をおさめました。今、パラリンピックやってます。上地さん、それから国枝さん、それぞれメダルを取れるところにあります。この間、全米オープンというのが、テニスがありまして、それも錦織圭さん4位で、惜しくも準決勝で負けましたけども、世界ランキング5位になる予定だそうです。

そういったことで、テニスというお答えをいただきましたので、テニスに限って質問をさせていただきますと、テニスコートが欲しいんだというふうな要望が出ております。ますと言うといいものは、なぜ私が言いますということは、平成12年、3月の6日、これはですね、佐川町にテニスコートを建設してくださいという請願書が出て、議会に。全会一致で採択をされているものでありますが、これは御存じですかね、教育長。

教育長（川井正一君）

申しわけございません、その事実については承知しておりません。

8番（中村卓司君）

そうすると、テニスコートが欲しいっていうのは、このことではなくて後で御存じだったということで、教育長は22年、23年です

かね、そのときからの就任でございますので、御存じないのは無理からんところだと思いますけれども。この時点で既にですね、平成12年3月の6日に議長宛てに請願ということで、織田さんという方が出されて、全会一致で採択になっております。少し読んでみましょう。

町民が手軽にテニスを楽しんだりテニス大会を開催したりということが出来るテニスコートの建設をお願いしたいということです。現在は町民プールの隣で2面のコートでやっていますが、町内外の利用者が多く、利用したくても申請先着順であるので、なかなか希望の日、時間がとれません。平成12年2月現在、町内のテニス愛好家100人おり、今後ますますコート争奪戦が激しくなると思います。また、テニス大会を開催する場合でも、2面では開催が不可能です。最低4面は必要です。町民の生涯スポーツという推進する形で、明るく豊かな生活確立するために、ぜひ新しいコートをつくってくださいというのが、このお願いで出ているということです。

そこでですね、当面、不自由になっておるのは、この文章どおりで、2面でやってます。一時期ですね、霧生関公園のところにテニスコートをつくってほしいという話も持ち上がりました。その方に話を聞くと、公式戦というのは2面ではできない。4面ないといけないということがあるらしいんです。そこで2面ではいけないので、町内に4面をと。一ところに4面、一番つくったらええんで霧生関のところには出来るであろうということでしたけれども、御承知のとおり、いろいろな問題、火薬庫の問題も含めて公園はできないということになったんです。

そこで、そのコートだけを困っているということで、ぜひですね、コートをですね、今の2面から倍の4面にするとかですね、いう方法を検討してはいかがでしょうかという思いで質問をしますが、増設っていうのをどうお考えでしょうか。その点をお聞かせ願いたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。昨日、坂本議員さんから、町民プールの、健康づくりの役割を担う施設として、今後さまざまな活用というものを御質問でいただいております。そういった中で、私どもは町民プールを今後、あの一帯を健康づくりの拠点として考えていく必要があるというふうには考えております。

ただその中で、テニスコートを直ちに現在の2面から4面ということについては、現時点では想定と言いましょいか、そういった考えは現時点では持っておりませんでして、あそこをそういった新しい健康づくりの拠点とする施設を整備する際にあわせて、テニスコートの要望がありますので、その際に、対応策を考えてはどうかと。現時点ではそういう位置づけでございます。以上です。

8 番（中村卓司君）

何でも、お願い、お願いっていうのはね、私も、実はあんまりよくないかなというふうに思っていますし、けれども、だんだんだんだん盛り上がっていく中で、あ、これはやっぱりテニスコートは必要だなという時期になってくればですね、その必要があるというふうに思います。

というのは、もうそろそろそういう時期ではないかというふうに私自身は思っています。というのは、最初の平成12年のその請願書で、織田さんという方が代表で出されましたけれども、最近のですね、テニス人口状況というのをちょっと私なりに調べさせていただいたんで、お聞きを願いたいと思うんですが。

ジュニア、小学生の方で20名。それから中学生で16名。で36名の小学生、中学生の方がおられるようです。新聞等で、最近ごらんになったと思いますけれども、県の大会で準優勝、優勝する選手もでき始めました。四国大会へ行ってですね、随分活躍をしているようです。先日、私もその現場を見に行かさせていただきました。36名がやるとですね、2面ではですねとてもできないということで、大会が近いんで、大会に出場する選手だけをということで、15～16名ですか、やってたんですけれども、それでも2面では打つ球が少なくて練習量が少ないというふうなことを訴えになっておりました。

それとですね、小学生、中学生は以上なんですけども、さくらスポーツのテニスにもですね36名、佐川町の体育会のテニスに26名。それからスマイリングテニスクラブというのがあるんですかね、これに20名。合計82名の方、合わせまして、小学生と合わせると118名の方がですね、現在その2つのコートだけでやっています。ある時期は、斗賀野のたこ公園にテニスコートがあるんで、使っておったんですけども、ちょっと使わんと草がぼうぼうになって、管理、大変だというふうなこともあって、狭いコートで、ほとんど2面でやっているようでございます。

こういった現状を見ると、だんだん実績が上がってきて、とてもじゃないけども、これ以上いい選手を育てるためには何とかしてよってというのが現状だと思います。

仏つくって魂入れずでは、ものをこしらえて、できないというような現状になる。今はその時期を越えていって、ぜひですね、そういうものが必要な時期ではなかろうかと思います。ただ、最初申し上げました、つくってよ、つくってよ、町、お願い。ていうことで、こう手を出すっていうだけのものではないかもしれませんが、テニスをやっている方に、それぞれのコートの努力、つくる努力、グラウンドの整備をする努力、みたいなことをやっていただければいいんですけど、その場所がないんですよ。自分たちでコートを整理してローラーをひいてやるっていう場所がないんですよ。その固定場所ができさえすれば、そのテニスをやっている方もそういう努力ができるんですけれども。

すばらしいその、全英オープンとか、何とかいう、何とかアスファルトいいですかね、わかりませんけれども、ハードコートいいですかね、そういうところをつくらなくてもいいんですが、その場所だけ、提供してくれる場所だけを何とか選定していただけるような方法をですね、何とかお願いをできんろうかという思いがあります。できる、できんていうことをはっきり言いいうて松浦議員さんのほうも言われましたが、そうではなくて、できる努力の中でですね、場所だけ何とか提供ができないかという思いがあるんですけれども、いかがですか、教育長。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。先ほどジュニア関係で 36 名、社会人関係で 82 名という多くの方が利用されているということで、確かに、今の 2 面で御苦労されておるといのはお聞きしております。

そういった中で、例えば、時間をずらして対応するとか、そういった工夫を今、されてるんじゃないかと思っております。一般的に、例えば、学校のグラウンドもそうですけど、大体中学生が部活動で終わるのは夕方 7 時、7 時以降に社会人の方に利用していただくと。多分今、テニスコートもそういったやり方でやってるんじゃないかと思っております。

今の時点では、できるだけそういった工夫をしていただきながら何とかやっていただけないかという、私どもとしては 1 つはお願い

がでございます。それからその場所だけの提供ということにつきましては今初めて聞いたことでございますが、そういったことが可能なかどうか、少しちょっと今の時点では、場所だけの提供について、やりますともやりませんとも、今直ちにちょっと御返事ようしかねるような状況でございます。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

先ほどこから言いました錦織圭、国枝さん、上地さんがやりゆうテニスをやっている方の、非常にそのテニスブームが盛り上がっております。教育長も御存じのとおり錦織っていう選手は島根か鳥取かあちらのほうで、高知県と一緒に貧乏な県ながですけども、ああいう小さな県でもすばらしい選手が出てくるという可能性の中から、佐川町でもそういう指導者に恵まれながら、そういった選手が育てられています。

第2の錦織圭を佐川町から出すということになりますと、大変な大きい、言うたら町の刺激剤になろうかと思えます。そういった芽が育つものを何とか行政の中からフォローをできるようにですね、お願いをしておきたい。この場からはお願いをして、場所だけの提供をひとつ検討をしていただきたいというふうに思っておりますので、それ以上のことを言うとは押し問答になりますから、この質問は以上にさせていただきますけれども、ぜひですね、新しい芽が育つようにですね、芽を摘むことなく育てることを要望して、この質問は終わらせていただきたいと思います。

3 問目、最後の質問に移ります。佐川町の観光振興につきまして、お聞かせを願いたいと思えます。このことについても、現状ですね、チーム佐川の現在の観光振興について、いろいろ牧野公園とか、いう形で一生懸命やられておるということも承知はしておりますが、そのほかに町並みの関係とかですね、町外の方を呼び寄せる方法とかですね、それから新しい上町のお店が決定もされたようでございますけれども、どういったことで今現状、チーム佐川として観光振興をお考えなのか、また実行していることがありましたら、お聞かせを願いたいと思えますので、よろしくお願いします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

おはようございます。中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。佐川町の観光振興ということで、今現在、展開をしている主なものにつきましての説明をさせていただきます。

まず、上町の観光につきまして説明をさせていただきます。歴史的風致維持向上計画の認定地域でもあります上町地区におきましては、酒蔵を中心とした観光事業につきまして観光協会の設置以来、顕著に来訪者も伸びております。また、佐川くろがねの会による町並みガイドを始めまして、酒蔵ロード劇場など季節ごとのイベントも充実しつつありまして、お土産品の数も少しではありますが、増えている状況となっております。

また、ことしの7月の末に耐震改修工事が完了しました竹村分家旧竹村呉服店の出店者も決まりまして、現在、出店に向け、準備を進めているところでございます。これによりまして、新たな観光資源としまして上町に誕生することとなっております。

次に、誘客施設の観光につきまして説明をさせていただきます。町の誘客施設の観光につきましては、佐川地質館では、毎年約1万人の集客で安定している状況であります。そして青山文庫につきましても、上町観光、龍馬パスポートとの相乗効果によりまして、近年、来館者の数が増加をしております。平成27年度では5,300人の来館がっております。

次に、牧野公園の観光について説明をさせていただきます。今橋議員のところでもちょっとお答えをさせていただきましたが、牧野公園につきましては、再生事業をボランティアの方々と一緒に進めております。植栽や園内の道路整備なども実施しておりまして、徐々にありますが充実しつつあります。桜の時期以外におきましても四季の草花を楽しめる公園としまして多くの方々に訪れていただけるような観光施設化を図っている状況であります。

また、ほかのですね地域観光につきましては、黒岩地区と斗賀野地区の観光果樹園や尾川地区におきましてのシャワークライミング、またピザ焼きの体験のほうも集落活動センターのほうで始まっておりますし、加茂地区のバイカオウレンツアーなど、各地区でも観光の事業が展開されている状況です。

そしてまた、それ以外にですね、平成29年、来年の3月から開幕します、志国高知 幕末維新博で、青山文庫が地域会場となっております。県の補助金ではありますが、観光クラスター形成事業を活用しまして、青山文庫、上町を中心に、各地の観光資源や食事、自然とも連携をしまして、一体的に誘客を図ることとしております。これ、観光クラスター化という名前で県のほうが呼んでおりますが、

今回の議会のほうにも補正予算として提案をさせていただいております。

その主な内容としましてはですね、誘導とか案内看板の設置ですとか、上町地区とか町内ですね。あとポスターとかチラシ、パンフレットの作成、観光施設の展示の充実とか、あとガイドの磨き上げなども実施することとしております。

またそのほかにもですね、歴史資源の磨き上げ、リアル化事業としまして、これも維新博の関係なんですが、青山文庫の耐震改修化も実施することとしております。以上です。

8 番（中村卓司君）

チーム佐川から、いろんなことを熱心にやってるよという報告をいただきました。私も一生懸命やってることは全面的に認めさせていただきまして、応援もさせていただきたいと思います。

この質問をするときに、改めてこの総合計画、観光について目を通していただきました。そのページ、81 ページだったと思うんですけども、あるんですが、佐川の観光振興と情報発信というところのページを見てみますと、全部読みますと長くなりますのでその頭だけと言いますか、それを少し読まさせていただきますと、先ほど、チーム佐川課長のほうから報告ありました牧野公園に関しての植物のまち、そして文教のまち。佐川らしいブランド、観光のエキスパートをつくる。観光協会、行政、町民の一体化をしながら進める。情報発信と雇用。環境整備、それから移住、定住というような項目が羅列でなくても言われているんですが。

それを見てみますと、私だけかもわかりませんが、ちょっと地味かなという思いがあります。ただ、そういう地味なのがいいんだという思いも町長にも執行部の中にもおいでるかもわかりません。あんまりお派手な町じゃないよ、住みよい環境の優しい町よということがキャッチフレーズの中で、こういったことをメインにされているというのもわからんことでもないんですけども、その中に、何か調味料的な、象徴的な、こういうのがすごいですよっていうところが少し欠けるかなという思いもあります。

そこで、これもですね、この間、おとといの新聞ですか、見たかもわかりませんが、9月の11日日曜日の新聞ですね。全国ご当地キャラ約110体が集まって第3回ご当地キャラまつり in 須崎っていうのが、記事が、この目に入ってまいりました。前にも、このご当

地キャラこしらえたらどうですかというふうなことも申し上げました。これだけがということではないんですけれども、こういう調味料といいますか、ちょっとう集約、象徴的な、佐川を、象徴的なものがあれば、もう少しその観光っていうものにも加速度がついていくというふうな思いもあります。

そこでですね、このゆるキャラ、ご当地ゆるキャラというものをつくってはどうかということの思いがありますけれども、チーム佐川としては、どんな考えがありますでしょうか。聞かせていただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。その中村議員の言ったのは、この前須崎で開催されたゆるキャラまつりで、土日に開催されたと思うんですが、新聞報道、ニュースのほうでもありましたが、多くのゆるキャラが集まってですね、盛大に賑わったと聞いております。

観光振興におきましてはですね、目玉となる、佐川と言えど何々ということがあるそうですね、非常に有効で、盛り上がりが出てくるのではないかと考えておりますが、これをつくったらいいか、こんなのを考えたかとかという意見はですね、いただくことが、町民の方々からあります。

町としましても、観光の分野におきましては、そういったアイデアや提言を行政が直接ですねするよりも、発案者とか、考えた方々やまた団体が楽しみながら実現化していくほうが有効ではないかと考えております。

そういった点から、町としましても多様な側面から支援をしていきたいと考えておりますし、現在のところ、その佐川町のゆるキャラにつきましては、構えるといいますか、置くようなことは考えておりません。以上です。

8 番（中村卓司君）

私も、行政が全てをやるっていうふうなことについては、余り成功しないというふうに思っていました。あえて言いますと、いしました。けれども、町長のほうも何かの議会のときにもお答えをもらったと思うんですが、行政主体ではなかなかうまくいかないの、民間の力をつていうふうなことがいいんだというふうなことも言われました。私もその当時、それがそうだというふうに信じております。信じておりました。けれども、行政が、いわゆる町民へのサービス

の最高トップ機関であるんで、行政だからできないっていうのは言いわけに過ぎない、逃げじゃないろかと思います。

体質が悪いのかというなら体質を直せばいい。だからその辺の問題があるのではなかろうかというふうに思い始めました。なぜかというと、この須崎のしんじょう君、しんじょう君は行政がこしらえたそうです。いや、あえて言うと、行政の中の職員さんがこしらえたそうです。守時さん、若い職員、彼と話しをしました。行政のトップが実に自由にやらせてくれます、と発言がありました。町長が、堀見町長が自由にやらせてないという意味ではないですよ。須崎の市長が自由にやらせていただきますということで、守時さんが自分で考えて自分で発注をかけて、インターネットに。で、例を200 例ぐらい応募があって、その中からしんじょう君というものができたそうです。

といったら、どれくらいでできたかというと、もの製作は2～3カ月。インターネットに流すのに3カ月。半年ちょいでこれできたそうです。それが2013年。ほんの、10年たってませんよね。そのときにできて製作費が60万だそうです。そういうのを行政がやったのを、くまモンもそうですよね。くまモンも行政が発注をしてできて、本当は第一候補がこれやったけど、おまけっていうのがくまモンで、これもええよねっていうことが県の職員が見つけてできたのがくまモン。

高知県に、例を言うならもう1件行政がやったところがあるそうです。それはカツオさんかどこかわかりませんが、もう1件。あとは全部民間のこういう人がつくったというふうなことが実例らしいんですけども、成功例を見てみると、意外とですね行政がやったのにも成功例があるんですよ。だから、一概に、一般の方に、民間の方にやっていただくということが成功しますよということは一概には言えないと、私は思い始めました。

逃げではないでしょうけれども、行政がやると成功しないっていうのは通例の例になってしまって、それが当たり前だというふうに思いがちのことが怖い。発信は、役場の職員さんがやってもいいことがあることがあるんで、このゆるキャラっていうものに、ぜひですね、挑戦し実施をしてもらいたいというふうに私は思っていますが、もう一度、町長言いたいでしょうけ、町長の名前を出しましたんで、町長、そのことについてどう思いますかという

ことでお聞かせ願ひましょう。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。

私がぱっとしないというか地味なことが悪いように作用してるかもしれませんが、現時点では早々に、ここ数年の間とかですね、ここ5年の間に、ゆるキャラを佐川町につくることは私自身は考えておりません。

確かに、ゆるキャラによってですね、地域が盛り上がったり、観光がうまくいってるように見えてるケースが多いかもしれません。ただ、今のゆるキャラに頼った観光振興とかですね、地域振興に対して、やはり、苦言を呈している人たち、異論を呈している人たちもたくさんいるということも事実です。

ですから、何が正解かどうかっていうのは正直わかりません。佐川町は、観光振興、観光の視点でのまちづくりは、まだまだ始まったばかりです。始まったばかりだと私は認識をしております。新しく、再びできた観光協会ができてですね、やっとう前に一步一步歩きだしたというところだというふうに認識をしております。まずは、今、佐川町にある観光資源をしっかりと磨き上げをして、今の佐川町のよさで人が少しずつ、じわじわ来てくれること、このことをまずはここ数年はやり切らないかんというふうに思ってます。

その中で、中村議員言われましたが、役場がやるからうまくいかないっていうふうに私は、確か言ってないとは思いますが、民間がやったほうがいいこと、行政が主体的にやったほうがいいこと、あります。ただ、行政が主体的にやったときに、よく抜け落ちるのが、その経営的な視点。収支がどうなってるかっていうのが抜け落ちてる場合がたくさんあります。

ゆるキャラをつくって町おこしをしようとしてですね、失敗している自治体はいくつもあります。全国のゆるキャラまつりコンテストで上位を取らんがために税金をつぎ込んで、無駄なお金を使っている自治体もあるそうです。

その経営的な視点、税金を使わせていただいて、地域おこし、観光振興のために、どういうふうに活用していくのか、どういうふうな、お金を使ったものに対してリターンがあるのかっていうこともバランスよく考えないといけません。

そういう意味で、観光の視点でいくとですね、佐川町はまだまだ観光客の皆さんにお金を落としてもらう仕組みが充実しているとは言えません。お土産物もそうです。食事処もそうです。大正軒さんにはたくさんお客さんが入っていると思いますが、まだまだ食べる場所も少ないよねっていう話もあります。

観光客が来て、お金を一番落としてくれるものっていうのは宿泊施設になります。旅館、ホテルありますが、じゃあ町全体として宿泊施設の稼働率がどのくらいあるのか、ここ1～2年でどれだけホテル、宿泊施設の収益が上がってるのか、そういう視点で観光のことを考えて来ている人は多分いないと思います。今、担当課には2年ほど前から宿泊施設の稼働率、どのくらいまで余裕があるのか、どのくらいの回転率で回っているのか、そういう視点で、佐川町にお金がどれだけ落ちてるのかっていう視点でも観光を見ていきなさいねっていうことは言ってます。

ただ、一番大事なのは、佐川町が観光施策を進める上で、一番大切な視点はこれですよっていうことはずっと言い続けてることがあります。観光施策、観光振興することで、佐川町の皆さんが少しでも幸せを感じられるような町になること。これが観光振興の目的だと。それはお金を落としていただいてありがたい、幸せだという視点もあるでしょうし、心が満たされて観光客の皆さんから「ガイドしてくれてありがとう、すばらしい町だね佐川町は」そういう声をかけていただいて精神的に満たされて、ああ幸せだなあと感じる人もいます。

幸せだと感じる視点いろいろあると思いますが、観光客に来ていただいてお金を落としていただいたり、言葉をかけていただいたり、いろんなありがたいお手紙をいただいたり、そういうようなことで佐川町の幸せ度が少しずつ上がっていく、このことが目的だと思っております。

ひょっとしたら10年後に佐川町のゆるキャラができ上がってるかもしれませんが、現時点で、ここすぐに、ここ数年のうちにゆるキャラをつくって発信をしていこうということは、私自身は考えておりません。もし、若い人がぜひやりたいんだということで提案をしてきたら、真摯に検討したいというふうに思っております。以上です。

8 番（中村卓司君）

町長のお考えはしっかり受けとめさせていただいたつもりでございます。ただ、b u t、ただ、言いたいということも私にもあります。なぜならば、町長の姿勢っていうのは聡明で、佐川町の町民の幸せをどんなにしたらできるのかと一生懸命真剣に考えておられる結果だというふうに思っています。

そのことはすばらしいというに思うんですが、別に町長の考え方を否定するわけではありませんけれども、いろいろな考えがあって、私ども、たまたまこういうゆるキャラの話をさせていただいたんですけども、こういうような発想がいくつもできてきたときに、どういうふうに拾い上げるかっていうのも大事なことで、町長も最後に言われましたんですが、若い方がただやりたいよと言うならば、検討もしていくというふうな話あったんですけど、もうちょっと広く、若い方が勝手にできる土壌っていうものも、もうちょっとゆるにする必要がありやせんろうかと、私は。町議会でこんなこと言うのもいかんかもわかりませんが、そんな気がします。

というのも、この人がですね、このゆるキャラをこしらえた折、いっぱい本を読んだそうです、本を、ゆるキャラの本を。で、行き着いたところが、ゆるキャラの原点、3つしかない。

1つは、目が人目を向かないこと。しんじょう君横向いちゅうでしよう。真ん中にないですよね。あれが1番。それから、何とか、きゃーっていう、ふなっしーじゃないけど、あれもまっすぐ向いてない。これがね、その本を見た1つの条件だそうです。

2つ目に、いろいろせんこと。しんじょうっていうカワウソに鍋焼きラーメンだけセットしただけで、けども、ほかのもんも地元の産物があるんでやりたいけども、複雑にしないこと、一見してわかること。

3つ目が、かわいいこと。女の子がきゃーかわいいっていうふうなものに、この3つが条件だそうです。

その守時さんが自由にやらせていただいたときに、やってみいと。それで一生懸命本を読みあさって、そういうのに行き着いたというふうなことを話しておられました。やりやすいよねーっていう話、もうめちゃくちゃやりやすいですよというような話をしよりましたんですが、別に、町長、僕が嫌みを言いゆうわけじゃないですよ。そういうことのことも拾い上げていただけるような土壌だと思います。と思いますが、さらにそれをですね、進化をさせていただきたい

というふうに思っていますので、よろしくお願いします。

ゆるキャラの話で随分長い時間になりましたけれども、町の振興っていうのは、今まで地道にやっていることももちろん大事ですけども、ここの時点にあって、あと町長がまた来年選挙ながですけども、また再来年、ずーっと何回も続けて、えい町になっていくための、倍々の助長していく、倍々に増えていくようにですね、施策をですね考えてほしいし、職員にもそういう職員が育ってほしいことを心からお願いを申し上げまして、ひよんなことも言いましたけれども、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、8番、中村卓司君の一般質問を終わります。

ここで、25分まで休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

1番、下川芳樹君の発言を許します。

1番（下川芳樹君）

1番議員、下川芳樹です。議長のお許しを得て、通告に従い3点の質問をいたします。

質問の前に、先月、第10回高幡町村議会議員研修会で学んだことについて、一言所見を述べさせていただきます。

この研修会は、8月10日に大月町で開催され、日高村より西に位置する10町村で構成される高幡町村議会議長会の主催で行われました。今回は、高知大学の地域連携推進センター副センター長の石塚氏より「地方創生と地域活性化策」というテーマで、約2時間の講演をいただきました。

大学が地方創生や地方版総合戦略の中身をしっかりと捉えて、県や県内14の自治体と連携を図り、今、高知県で何をすべきか、大学の地域連携推進センターを核に、活動しているその内容や、産学官民連携プロジェクトの概要を交えながら、地域資源を活用した地域

活性化への取り組み状況など、自治体や地域にとって大変有意義な講演内容であり、産学官民連携の重要性を改めて強く感じた研修でした。

現在、佐川町でも高知大学の出前講座が開催され、尾川地区や加茂地区では、県立大学の山村先生を中心にゼミの大学生が参加した地域交流も取り組まれています。

また本年度より加茂地区では、その活動を一步進め、県立大学の地域教育研究センターを中心に地域連携課との連携を深め、加茂地区活性化計画に基づく地域づくりの3本柱、自然・環境部門での「加茂の豊かな自然や歴史を守り育てていこう」、産業部門での「加茂の資源を生かし生産性を高めて加茂地区の経済安定を目指す」、福祉・防災部門での「子どもも高齢者も安心して暮らせる加茂をめざす」について、それぞれの柱を具体的に実現するためのアクションプランを立ち上げるため、御協力をいただいているところです。

県内にある3つの大学を有効に活用し、自治体や大学双方にとってメリットが生まれる取り組みを、当町でも地域住民を巻き込んで、これまで以上に進めていただき、佐川町の発展につながることを大いに期待いたしまして、私の質問に入りたいと思います。

初めに、健康福祉課の機構改革について、質問をいたします。

平成26年3月と12月の定例議会で、健康福祉課内の業務内容が社会情勢の変化に伴い大きく拡大している中、健康福祉課の機構改革を早期に行う必要性があるとの質問をさせていただきました。

町長からは、現場の職員がどのような仕事に対して負荷があり時間がかかっているのか、現場の声を聞きながら、機構改革については判断していかなければならない。慎重に、適切に、ここ1～2年から2～3年かけてスピーディに対応していきたい。との回答をいただきました。

健康福祉課長からは、平成26年度に入り、課内で係長以上の幹部職員を集め、健康福祉課内の業務内容を洗い出し、今年度まず何をすべきかについて、関係する各課との連携や課内にある3つの系の体制のあり方などを含めて、平成26年11月までに3回の話し合いを行ったとの報告も受けました。

また翌年の平成27年度には、新たに2名の保健師を採用するなど、福祉業務が拡大する状況下での人員確保も図られてきております。

しかしその一方で、平成 28 年度には教育委員会に窓口のあった要保護対策地域協議会、これは 18 歳未満の児童の養育や虐待に関する相談に対応し、子供や家庭の支援を行う組織を健康福祉課へ移し、平成 27 年度まで 3 つだった課内の係を 4 つに増やしております。

初めに、機構改革については 1 年から 3 年かけて対応していきたいとお考えでしたが、あれから 1 年半を経過した現在までに、どのような議論を重ねてこられたのか、これまでの具体的な取り組み経過や要保護対策地域協議会が異動した経緯について、担当課長より報告をお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。下川議員の御質問にお答えいたします。健康福祉課の機構改革については、2 回ほど質問をいただきまして、この間、健康福祉課の中でも随分話をしてきました。

平成 26 年 12 月以降のことで言いますと、27 年度に向けて、平成 27 年度の体制に向けて、平成 27 年 2 月、3 月、この期間におきまして健康福祉課の職員、特に今保健師を中心とした業務について、これについて洗い出しを行い、健康福祉課の中でどういう体制をとったらいいかということで議論を重ねていきました。結果的には、27 年度につきましては、現行のまま 3 系の体制ということになりましたけども、引き続き、町長からも引き続き検討をとということでありましたし 27 年度内についてもですね、係長、補佐、それからもちろん課員の職員全体を通じてですね、さまざまな機会で、係会等を通じて話しをしてきました。

その中で、先ほどありました要保護児童対策協議会、これについても児童虐待、子供虐待の問題でですね、さまざまな背景があって支援の複雑多様化があると。いろんなその専門機関が連携をしながら支援をしていかないと難しいというのが、最近課題があって、それに対応するために事務局であります調整機関、どういうふうにしたらいいかという話もしてきました。

これらについては、1 個 1 個が単独で話をするということよりか、複合的に健康福祉課の課のあり方についてもですね、あわせて行いながら、要保護児童対策協議会の調整機関につきましては、やはり児童福祉部門が健康福祉課の中にあると。保健師を中心とした支援、それから保育所、それから各種の自動手当等さまざまな公的な

助成、そういった窓口があり、子育て支援センターももっていく。

そういう中で、やはり子供の虐待支援に対する情報を一括して、どういいますか情報の入り方といえますか、そこが健康福祉課になっていく。その支援が、やはりそこを支援をするためには、情報の窓口と支援の窓口、これが健康福祉課の中であつたほうがスピーディといえますか、効果的な支援が行われるだろうということで、健康福祉課のほうに、要保護児童対策協議会この窓口をもっていったという経緯があります。

あとは、健康福祉課の係、結果的に係を4係にしたわけですがけれども、これについては、例えば最近では要配慮者対策、防災にかかる要配慮者対策、それから地域福祉の課題。拠点づくりであつたり、それから健康増進、健康づくり、こういった地域保健活動と、そういった課題にですね、どういうふうに対応していくかということと、先ほど話をしました個別支援、要保護対策協議会、これとあと高齢者の支援、これも結局は御家庭を、厳しい御家庭を支援していく中では、やはり子供それからお年寄り、高齢者を区別して、どういいますか、支援をするというよりは家庭の中ですね、いろいろなさまざまな問題があつて支援をしていかないかんという対応のために、やはり個別支援を専門的に行う係を配置をして、子供からお年寄りまで集中してといえますか、連携を持って支援をしていく係を、持ったほうが良いということで、名前としましては地域サポート係、これが個別支援を中心的に行う係を創設したと。

あとは、地域課題、地域福祉も含めて専門職、保健師等を中心として、さまざまな地域福祉の課題も課題にありますんで、それを中心に行う係として地域ふれあい係という係を創設したというような議論、課の中ですね、話し合いをさしていただいて4係にしたというのが概要になります。以上です。

1 番（下川芳樹君）

4つの係ということで、これまでもですね、大変業務多忙な状況の中で、職員に対する負担とか担当される管理職の皆さんの負担というものが大変大きいというふうに感じておりましたが、さらに、大きな課題を持った協議会がこちらのほうに移ってき、4つの係にその課題を請け負っていただくような形になった。まとめてですね、その全体的なことを考えると、1つの場所でトータル的に全てが連携しながらその業務に当たれるというふうなことは、大変すばらし

い考えであり、実際にはそういう形で、隣同士の各係や担当職員から情報が集約し、即座に対応できる、こういう体制が望ましいわけなんです、これまでですね、課員の状況を見てみますと、平成 26 年 23 名であった課員が、平成 28 年には 25 名ということで、2 名増加をしております。

それから健康福祉課については、町内にある 2 つの保育所、黒岩、永野、両保育所の保育も管轄をするということで、そこに勤務されている 10 名の保育士さんについても健康福祉課管轄ということになっております。

合わせて 35 名、これにですね、さまざまな業務にかかわる臨時職員さん、それから嘱託職員さん、そういうものを具体的に含めると、現在の課の課長としてですね、管理をしていかないかんその職員の数というのはどれぐらいになりますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。職員の数につきましては、正規職員の数は下川議員おっしゃっていただいたとおりの数でございます。あとは、健康福祉課、かわせみの中に雇っています臨時職員さん、嘱託職員さん、それから保育所においても臨時職員さんおいでます。正確な数字というのはですね、パートの方もおいでますので、おおむね 60 名ぐらいになろうかというふうに思っています。

1 番（下川芳樹君）

業務をされている方が約 60 名というふうなことでございます。一般職員、正規の職員だけでも 35 名というふうなことになるばですね、町長部局の一般職員の数の約 3 分の 1、町長部局に 8 つの課があるわけなんです、1 つの課で 3 分の 1 の職員を全て岡崎課長が管理をし、指導し、業務を遂行されていると、いうふうな状況になります。

私も 4 年半健康福祉課のほうに在職をさせていただきました。業務の内容、大変厳しく、私も本庁のほうから初めて健康福祉課に移ったとき、何が何だか、はっきり言えばわからないというふうな状況で、専門的な知識も必要ですし、対応する懸案については、本当に命にかかわるような懸案もあり、夜中も携帯電話をずっと離さずに、ずっと携帯電話と一緒に 24 時間過ごしていたというふうな経験もございます。

職員に関する負担も、精神的な部分含めて、著しく大変な状況で

あろうと推測されます。岡崎課長は、今、健康福祉課に勤務されて何年になられますか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。私が健康福祉課に配属をされたのは平成 19 年度からだと思いますので、現在で 10 年になります。

1 番（下川芳樹君）

岡崎課長、10 年お勤めになられ、ある程度係長時代から各部署に精通されながら課長になられたというふうなことで、大変能力も高いというふうに私も感じておりますが、今、例えばこの執行部席におられる管理職の方が、来年すぐに課長の職を担当されるとしてですね、今の課長と同じように、弊害もなくスムーズに業務を遂行できるというふうに、御自身、どのように感じますか。

町長には後ほど、しっかり質問させていただきますので。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。直接的にはなかなかなんですけれども、私も平成 19 年度に当時の生活応援係長として配属をしたときには、総務課から配属をされてですね、ほとんど仕事の内容がわからない。先ほど下川議員おっしゃっていただいたような、本当にそういった状態でした。10 年をたってですね、今このような席にはいますけれども、ただ、今とですね、19 年度では随分状況が違います。

確かに、本当に多岐にわたる業務の中でですね、さまざまなそういう専門的な知識といいますか対応、それからすぐに対応しないと命にかかわるようなこともございます。そういった中では、やはりこれだけ健康福祉課の職員もそうですけれども、業務の範疇が増大している、多岐にわたっている中ではですね、これは私でなくても、例えば課長が何かあったときに、不在であって何かあったときにですね、すぐに対応できる組織として対応しなければならないということで、職でいいますと課長補佐、それから今年度からは室長も 2 名体制になっていますが、現実的な業務管理につきましては、補佐のほうにですね、ある程度任せて、それぞれの対応については判断をするというふうなことで、この 1～2 年特にですね、そういう話も会にもしております。

ですので、仮に私が、というかですね、新しい課長がということではありますが、そのようなことのないように、健康福祉課としても今取り組んでいるところです。

1 番（下川芳樹君）

誰が来ても、すぐに回していける状況で組織づくりができていうというふうなお答えでございました。

それでは、今、この席にいるどなたが来られても今と同じような形で健康福祉業務、これが住民に迷惑がかからないような形でしっかり回していけるというふうに判断してよろしいですね。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。そのようなことのないようにですね、これからも業務の見直しも含めてですね、体制のほうも充実をさせて、それぞれのもうやはり担当職員、それから主任、係長、課長補佐、課長と、それぞれの業務の役割がありますので、それに基づいてしっかりと仕事をしていきたいと思っています。以上です。

1 番（下川芳樹君）

課長 1 人、課長補佐、室長を含めてですね、管理職が今 3 名ですか。各管理職が課長のかわりに対応しておられるというふうなことなんです、どうしても課長職、課長でないと対応ができないというふうな状況が、ほかの課であるならば、ある程度スケジュールを調整しながら、課長が出る会を、こう順次調整をして全ての会に課長が出れる環境っていうものがつくれるわけなんです、福祉課の場合、同時にですね、2 件の懸案事項が起こった場合にですね、その両方にも課長が出ないかんていうふうな状況が発生する可能性っていうのが非常に高い課だと思います。

そういう場合には、やはり管理職である補佐級の職員がそれに当たるというふうなことでよろしいでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。さまざま分野がありますので、当然さまざまな会合等がございます。それについても、私が、例えば委員になっているような会合につきましては、当然私が出て行かないかんということになりますけれども、それ以外の会議等につきましては、例えば課長補佐、それから役割、会議の内容によっては係長、そういった者に出席をお願いするというケースもあり、最近では、特にそれを意識をして会議のほうに臨んでおります。以上です。

1 番（下川芳樹君）

健康福祉課の業務というのは、赤ちゃんからお年寄り、障害者の皆さんなど全ての町民を対象にした日常生活の延長線上にあると

思います。行政の中で健康福祉課の役割は大変大きく、町民が望む安心で安全、心豊かな優しい気持ちを持った地域を育て、みんなで支え合う幸せな町づくりを進めるための根幹をなす重要な課であると考えます。

地域福祉の環境を病気でいう風邪に例えますと、行政や地域、家族が支援を求める個人をしっかりと支え、安心・安全に暮らしていける環境であるならば、健康体でストレスもなく風邪にもかからない状況だといえます。

しかし、行政や地域、家族の手が少し届かない環境では、睡眠不足や過労から熱が出て、2～3日休養しなければならない状況となります。これは行政や関係機関が協力し、支援を求める個人を見守り支えていかなければならない状態であり、継続的な支援が必要な個人が佐川町の例でいえば、少なからずいるという環境です。

地域社会の環境が悪化し、無縁社会が進む多くの自治体では、このような状況ではないかと推測をされます。この状況がさらに悪いほうに進むと、風邪をこじらせて肺炎を発症し、即日入院ということになります。この段階に至ると、支援を求める対象者の命そのものにかかわる重大な結果を招くことから、行政としても大きな責任を問われることになります。

地域力や家族のきずなが弱まっている現在、行政への負担はどんどん大きくなっています。迅速な対応や適切な判断ができないことが、行政にとっては大きな致命傷ともなりかねません。

これは、町長、担当課長の責任にとどまらず、業務を担当する課員の責任にも波及してまいります。まずは風邪を引かない、風邪を引いても数日の休養で回復する、決して命の危険を伴う肺炎まで病状を進ませないことが重要です。地域福祉の環境は、何もしなければますます悪い方向へ進んでいきます。

先ほどの質問ではございませんが、いじめや虐待は社会のひずみから湧き出てきます。家庭や地域、学校にとどまらず、高齢者や障害者の施設でも起きています。ぜひ、課員が迅速に行動でき、適切な判断がスムーズにできる職場環境を速やかにつくっていくことが得策だと思いますが、課長のお考えを今一度お願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この地域福祉の分野につきましては、この佐川町の健康福祉課の中で、特に、取り組みがなかなか進んでいない

という、体制として遅れていたというのは実際のところだと思っています。

総合計画それから地域福祉計画、活動計画もそうですけれども、地域福祉の拠点、それぞれの拠点をつくる、それから地域福祉、いろいろなその地域における課題を解決していくということで、対応していく中では、やはりある程度、専属の職員を配置をして取り組んでいかないかんということを、最近では特に感じております。

地域福祉だけでなくって防災対策のほうもそうですけれども、そういう課題を解決するために、平成 28 年度につきましては、係としては地域ふれあい係のほうになりますけれども、まだ残念ながら専属の職員を置いてですね、これに集中して取り組むという体制にまでは至っていません。兼務をしながらですね、地域福祉に、保健師、事務職が取り組んでいるような形になっています。

これらにつきましては健康福祉課の人員体制というのもありますけれども、特に地域福祉の推進に当たっては、もちろん行政だけでなく地域とのかかわりもありますが、それと、以前にといいますか役場の中での連携、関係各課、防災であれば総務課、地域づくりであれば、地域の拠点の部分でいえばチーム佐川推進課、それから健康増進、健康づくりであれば町民課、そういったことも関連すると思います。そういったところと職員の連携を通じて、例えば地域福祉の推進というものに当たっていかなければならない、ということで、これは健康福祉課だけの問題ではなくって、役場全体の問題として捉えていきたいというふうに考えています。以上です。

1 番（下川芳樹君）

課長の考え方、それから取り組みの姿勢というものは十分理解をいたしました。

以前ですね、私が在職していたころ、健康福祉課っていうところに配属されることが余りうれしくないっていうふうな、いえば、役場の各課の中でワースト 3 に入るような課であったような、そんな印象もございます。

前向きに一生懸命働く職員が、本当に働きやすく、誰が来ても過ごしやすい課づくりというふうな方向を目指して頑張っていたいただきたいというふうに思います。

県や町の積極的な取り組みにより、集落活動センターやあったかふれあいセンターの開所が進んでいる今、行政と地域住民が連携し

て地域福祉や健康づくりに力を入れていけるチャンスだと考えます。新しい歯車を動かすには、これまで以上の労力を要しますが、地域と力を合わせ、一度動き始めれば行政の負担は軽減されていきます。ぜひ、この機会に地域福祉の拠点であるあったかふれあいセンターや地域の集落活動センターを活用した住民とともに進める健康福祉行政に取り組むために、拡大した課内の業務を分担し、1人の課長の判断に全てを委ねる体制から、迅速な対応や判断をネットワークよく実践できる身軽な体制への機構改革の実現を強く要望します。

これはゆるキャラと違い、どちらが正しい、わからないというふうな問題ではなく、こちらのほうが絶対に正しいと思いますが、町長、お考えをよろしく願いいたします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。あくまでも私の個人的な見解ですが、この組織論につきましても、一概にこれが正しい、これが正しくないと言い切れるものではないというふうに思っております。60人の課だから判断が遅くなる、10人の課だから判断が早いということは一概に言えないというふうに思っております。

私が町長に就任して3年になります。確か2年半前だったと思います。初めて組織の改編といいますか、人事異動を取りまとめたときに、岡崎課長は、確かに健康福祉課確かに長いなあというふうに思いました。だけども彼は課長になってまだ半月だったですかね。まだ1年もたっていない状況でしたので、課長になってすぐに異動させることはやっぱり避けたほうがいいだろうなあという判断をしました。その中で、彼にはいつ、1年後でも2年後でもほかの課長として異動しても、この課がしっかりと回るように補佐、係長を指導してほしいというお願いをしてあります。これは、課長の中で、誰だから健康福祉課ができる、誰だから総務課長ができる、そういうふうではなく、組織として組織力としてきちっと運営できるような役場を目指そうという思いから言いました。

機構改革については、課を2つに分けることが1つの答えではなくて、課の中の再編によって機構改革を行うこともできます。昨年度、27年度始まって、私から岡崎課長には、やっぱり課を2つに分けたほうがいいんじゃないっていう話をしました。

自分は分けたほうがいいんじゃないかなあって思うけども、分け

たほうがいいのか、分けなくてやっぱり1つでいくのか、これは健康福祉課みんなで考えて決めてほしいという話をしました。課長、課長補佐、係長だけではなくて、担当の職員も入って、いろいろ議論を重ねて、最終的に平成28年度は1つの課でいきたいと。その中で係を4つつくって、健康福祉課としていきたいという話が出ました。ではそれでいきましょうと。その中で、係長が負う責任、役割というのはものすごく大事だということを係長には言いました。

本年3月に、係長向けの研修を私自身、3時間かけて行いました。今まで、役場の中で係長の負う役割、責任というものが、余り、言われてきたような研修等、先輩から等含めて、係長はこういう役割なんだよってということが強く言われてなかったんじゃないかなあというふうに思っておりますが、実は係長はものすごく大事です。役場の中では管理職ではありませんが、1つの係の長としてしっかりと職員と信頼関係をつくって、気遣いをして、情報共有をして、チームとして機能をするということがとても大切になります。ですから、ぜひ、課長を助けてもらいたい。課長補佐と係長6名で課長を助けてもらいたいという話もしました。

今、係長ではなく担当の皆さんも新しい組織の中で、一生懸命頑張ってくれてます。今年度に入ってから大変な事案もありました。大変なケースがありました。一生懸命頑張ってくれてます。私は、この現場の皆さんの仕事を尊重して今後も仕事を続けていきたい。ただ、もし来年度に向けて、やっぱり課を2つにしたほうがいいと思いますという話があれば、それはしっかりと受けとめて考えたいと。

要保護児童対策地域協議会につきましても教育委員会と健康福祉課が議論をする中で、私にも相談がありました。この事務局は、健康福祉課にあったほうがいいと思いますという話が課長からありました。健康福祉課長からありました。なぜかねという話も聞きました。しっかり理由を聞きました。その中で、また仕事が増えるけども、そういう思いがあるのであれば、健康福祉課で事務局を持つようにしたほうがいいねという判断をしました。

現場の皆さんの意見を尊重して、組織づくりを一生懸命行ってきました。何が正しい、何が正しくない、言い切れるものではありませんので、ぜひ下川議員には御理解をいただきたいと。組織を束ねる仕事をやられてきた下川議員であれば、御理解をいただけるとい

うふうに思っておりますので、ぜひ、今後とも御支援、御協力をいただきたいというふうに思います。以上です。

1 番（下川芳樹君）

これまで話されてきた内容によって、課長、管理職、係長、職員含めて、こういう体制で臨んでいこうという判断をして、これが一番ベストであるというふうなことで進んで行かれているというふうな町長からの答えでございました。

地域との連携ということを先ほど申し上げました。行政、特に福祉課内は、しっかりそういう方向を向いて、これから一歩前へ踏み出して行こうというふうなお考えであれば、今申し上げました地域のあったかふれあいセンターや集落活動センター、その住民の皆さんとそういう課題を共有しながら、力を配分して、お互いに支え合っていける、こういう活動にも一歩踏み出していきたいと考えてますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。その件につきましては、一歩前に踏み出してやっていこうということで進んでおります。以上です。

1 番（下川芳樹君）

一歩ずつではありますが、前へ進んで行くという姿勢で臨んでいただいているということで、我々地域で一生懸命頑張っている議員また地域のリーダーの皆さんにも励みになるような言葉であろうかと思います。ぜひ、町民、行政が一緒になってですね、佐川町の地域福祉支えていけるような形になればいいというふうに思いながら、この質問は終わりたいと思います

続きまして、2つ目の質問に入りたいと思います。

役場職員の採用試験についてお尋ねをいたします。

佐川町では、平成 27 年度採用の職員から継続して人物重視の採用試験を行っており、本年度においてもこの考え方で採用試験を実施されていると伺っております。

そこで、以前の採用試験の方法から人物重視の採用試験に内容を変えられた理由、試験方法を変更してからの効果や、本年度も継続していっている理由についてお答えをいただきたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。地方分権の進みます中、これからの町職員が担います役割はますます重要になってくると考えております。住

民サービスの向上、住民福祉の増進のためには住民の声をしっかり聞きまして、住民のニーズに対応できる職員でなければなりません。そのためには職員採用は大変重要であると考えておりまして、佐川町人材育成方針で定めます佐川町の求める人物像にふさわしい職員の採用を実施したいと考えております。

本町におきましては、先ほど議員申されました 27 年度ですけども、実は 26 年度の試験でもちょっと変化ございますけれども、その 26 年度の採用試験から、人間性や創造性に優れた優秀な有能な人材を採用の段階で確保するため、面接に重視を置いた人物重視の試験を実施してきたところでございます。

25 年度までの試験につきましては、1 次試験で教養試験、適正試験、小論文でございました。そして 2 次試験におきましては、論文試験と個別面接を行っております。26 年度からは、その 2 次試験におきまして、個別面接に加え集団討論を取り入れております。また 27 年度、昨年度ですけども、これは第 1 次試験から教養試験、論文試験に加えまして、集団面接を加えまして面接に重点を置いた人物重視の試験を実施しております。

どこの自治体もと申しますか、会社経営におきまして最近も人物重視、いろいろな変化のあるような採用試験のあり方、やり方を考えられて、独特なユニークな試験も採用されておりますけれども、佐川町におきましては、その流れじゃありませんけれども、やはり人物重視というところを、堀見町政になりましてから、まず前に出してみようということで、集団討論、面接、個別面接に重点を置いた試験としております。

この試験を行ってですね、27 年度の採用が 9 名となっておりますけれども、仕事を身につけまして住民に誠実に向かい合い、また住民サービスの向上に貢献をしてくれている職員ではないかというふうに思っております。

また、28 年の採用者は 6 名おりますけれども、今、4 月 1 日の採用からですので、評価につきましては 9 月末という格好になっておりまして、まだ評価は出ておりませんが、佐川町職員として佐川町の発展のために貢献してくれる、やる気に満ちた職員であるというふうに確信をしております。

1 番（下川芳樹君）

詳しい説明をありがとうございました。面接に重視を置いた人物

重視の試験ということで、職員に求める人物像、これは町長の当初の御挨拶の文書にもございました。

1つとして、前例踏襲主義で与えられた職務をこなすのではなく、問題意識や改善意識を常を持ち、あふれるアイデアを実施するため積極果敢にチャレンジする職員。2つ目として、自立した創造性のある自治体を実現するため、高い使命感を持ち、みずから問題を発見し、みずからの責任で解決に導くことのできる職員。3つ目として、職員一人一人が高めた能力を組織の活力として発揮できるよう情報や意識を共有し、お互いを高め合いながらチームワークを深め、組織的に行動する職員。この3つでございました。

また情熱のある職員を採用するというふうなお考えでございます。役場の職員とは、町民の皆さんにとって何でしょうか。みんなの住む地域の自治業務を町民から負託され、日常の仕事としてしっかり請け負う者が役場の職員だと思います。

3つの、職員に求められる人物像は、役場職員として行政事務をこなす上で、大変重要な要素だと思いますが、そこで生活をしていく住民への住民愛や郷土愛を持ち合わせることも大切です。

町長は、町民の代表として選挙で選ばれ、役場組織のトップとして町民にかわり職員を指導し、町民にとってよりよい自治を4年間の任期の中でしっかり果たしていく使命があります。でも、役場の職員は町民に選挙で選ばれるのではなく、任期も40年前後と長期に及びます。

町民は、町長が気に入らなければ次の選挙で選ばなければいいわけですが、職員は一度採用すると選び直すことはできません。私は今月で、役場を退職して3年目を迎えます。その間、議員活動を通じて大きな気づきを得た思いがあります。その気づきというのは職員として行政で働く立場と、住民として行政に協力する立場の違いです。

職員時代には、当たり前のように町会議員の皆さん、自治会長の皆さん、地域のリーダー的な皆さんの協力を得て、業務の遂行に努めてまいりました。多くの住民の皆さんは、お願いした内容に不満の声も上げず前向きにお手伝いいただきました。

この時代の私は、地域のために住民が協力するのは当たり前であり、自分ごととして考え行動する住民がいてこそ、その地域がよくなるというふうに考えておりました。しかし、私が住民の立場とな

ったとき、県や町の職員の皆さんから協力依頼があっても、当たり前のように協力することが大変難しいことだと感じました。

町会議員は住民に選挙で選ばれ、報酬をいただいて町のために、また住民のために活動するのは当然ですが、自治会長や地域のリーダーの皆さんは、地域から代表に選ばれこそすれ、自分の生活があり、生活のためにそれぞれ仕事を持たれております。多くの皆さんが住民愛や郷土愛を持ち、報酬の発生しない地域ボランティアに自分の生活や仕事の時間を切り裂いてまで協力をされています。

何が言いたいのかというと、役場の職員として報酬をもらいながら、仕事として取り組む地域活動と、住民として無報酬で地域にかかわり取り組む地域活動には大きな違いがあるということです。この違いを乗り越え、住民と協力しながら地域づくりやまちづくりを進めていくためには、職員が地域の協力者の立場を十分に理解し、住民愛や郷土愛を持ち、住民目線で一步踏み出した仕事を行ってこそ、町民にとってよい自治体、幸せな町が実現できると考えます。

40年間役場職員として務めさせていただいた自分自身への反省の念も込めてお願いをいたします。仕事の中心に住民を置いた考え方で業務を行っていただく職員の採用を、住民が選ぶことのできない職員採用の場に、しっかり取り入れていただきたいと考えますが、いかがでしょう。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。確かに、住民に対しての仕事を私はしております。その中で、私が一番大事なかなと思いますのは、先ほど議員申されました郷土愛というふうな話がありましたけれども、基本はやはり佐川町を愛すること、これがベースになくてはならないと思います。そして住民と一緒に仕事をする。

もし、サラリーマン化したとか昔言われてましたけれども、仕事をすればいい、なりわいでお給料をもらえばいいっていう話ではなく、やっぱり愛が下に、郷土愛がなければですね、一緒に住民の方と仕事をしたとしても、そこを見透かされるということもあると思います。やはり郷土愛、佐川町を愛する心をベースにしまして、佐川町民の発展、町長の言われます佐川町民を幸せにすること、そして誠心誠意尽くしていくというふうな形でいけば、町民の方と一緒にいいまちづくりができていくんじゃないかというふうに思います。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。その面談の中で、しっかりそういう内容についても話をされて、そういう気持ちをしっかり持たれた方を採用していただきたいと、このように思います。

平成 28 年の役場受験希望者は、一般行政職 3 名程度、調理員 1 名程度の採用枠に対し、全体で 92 名の応募があり、その内訳は町外 79 名、町内 13 名とのことでした。

町内からの応募者が少ないのは残念ですが、難関を突破し町内での就労がかなえば幸いです。職員の皆さんには佐川町民のために、また自分自身や家族のために、今担当している仕事の先に見えるものをしっかり意識していただいて働いていかれますよう御期待申しまして、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、最後の質問に入ります。可燃ごみの収集日についてお尋ねをいたします。

皆さんも御存じのように、佐川町内の可燃ごみの収集日は週 2 回となっています。ところが、本年のごみ収集カレンダーを見てみると、月曜日と木曜日が可燃ごみの収集日となっている永野、黒岩、加茂全域において、可燃ごみの収集日が 1 日しかない週が、年末年始を除き 5 回もあります。祭日と重なり広域のごみ処理場が稼働しない日と重なることからだと推測はされます。

家庭ごみをなるべく出さない。ごみの量をなるべく減らしていく取り組みは、行政にとっても住民にとっても重要な課題ではありますが、さすがに 1 週間に 1 回では夏場の高温期など生ゴミの管理が難しく、保管場所に苦慮しているとの声も上がっています。

また、高齢者の皆さんにとっては、ごみ出しも大変な作業です。1 週間分のごみ袋をまとめて出さなければならない週には、1 回分でも大変な作業を、倍の量のごみをもって収集所まで運ばなくてはなりません。

年によって祭日と重なる回数が変わってくるとは思いますが、十分な工夫をされて 1 週間ごみをためて出さなければならない週を、少しでも軽減していただけないかとの質問です。お答えをよろしくお願いいたします。

町民課長（麻田正志君）

下川議員の御質問にお答えいたします。下川議員が先ほどおっしゃられましたように、可燃ごみの収集日につきましては、月・木曜

日に収集する御家庭と、火曜日、金曜日に収集する御家庭があります。このうち、月・木曜日に収集する御家庭につきましては、下川議員がおっしゃられたとおり、本年は収集受け入れ先であります高吾北清掃センターが休みとなる祝日が木曜日に5回重なったものとなっております。

このようなことにつきましては、ことしは新しい祝日が8月に制定されたこともあって、5回ということになりました。この改善につきましては、来年以降、ことしのように5回も特定の収集曜日に祝日が非常に多く重なる場合などにつきましては、高吾北清掃センターの受け入れ体制の問題などもありますけれど、少しでも減らせるようにしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

少しでも減らせるというふうなことで御検討、御努力いただけるというふうな回答をいただきました。住民の皆さんが、それぞれの地域で安心して快適な生活を過ごしていただくために、行政はいろいろと知恵を絞り、課題解決に努めなければなりません。

町民の皆さんの立場に立って努力してこそ、信頼される役場となり、地域住民の皆さんの理解や協力も得ることができます。皆さんの理解や協力を得ながら、少しでも行政と住民双方にとってよくなる方法を見つけ出し、しっかり取り組んでいただきますよう強く要望し、今後の取り組みについてももしっかり注視していく考えをお伝えいたしまして、私からの全ての質問を終わります。

議長（藤原健祐君）

以上で、1 番、下川芳樹君の一般質問を終わります。
休憩します。

休憩 午前 11 時 22 分

再開 午後 1 時

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

11 番、西村清勇君の発言を許します。

11 番（西村清勇君）

11 番、西村でございます。この場からいくつかの質問をさせていただきたいと思いますが、質問の前に、1 つお断りをしておきたいと思います。2 番目に質問を通告しておりました加茂の長竹の災害工事についてという質問をしておりましたけども、この質問は私のほうの都合によりまして取り消しをさせていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。まず最初に、1 番目の黒岩ヘリコプターの離着陸場についての質問にさせていただきます。このヘリコプターの離着陸場は高吾北にいくつくらいあるかなと思ってちょっと調べてまいりましたので、ちょっと報告をさせていただきますと思います。

高吾北には、今現在合計で 25 カ所あります。そしてまた町村別に言いますと、仁淀川町に 16 カ所、そして越知町に 7 カ所、佐川町には 2 カ所というようになっておるそうでございます。次に、霧生関へできることになっておりますので 3 カ所ということになるかと思いますが。3 カ所でいいか悪いかわかりませんが、なかなか佐川町といたしましては、地形的に、この離着陸場がとりにくいというのが原因で、少ない箇所になっておるというように思っております。

そして今年度のヘリへの要請はどのくらいあったかとお聞きしました。そしたら、仁淀川町では 11 回だそうです。そして越知町では 14 回、佐川町で 10 回となっているそうです。ただ、この中には、防災に関したのも一部あるそうですけども、そのような大きな回数となっているようであります。

そういった意味で、ヘリは、今や重要な役割を占めているということが考えられます。黒岩にも昨年つくっていただきまして、そんなに月日はたっておりませんが、5 人の方が搬送されました。中には、非常に緊急な人もおいでましたし、そしてまたけがをされて出血が止まらないというような方もおいでましたし、さまざまですけども、緊急を要する、そういったヘリでの要請があったことを私も、ヘリが来るたび気になりますので、近くへ行って様子を聞いたりとかして確認をしております。

そこで、質問に入りたいんですが、今、現在そのヘリポートの基地が周りが非常に広くて草がはえて、どこにあるかと言うたら大げさかも知れませんが、狭いような感じに、今なっているところ

ろでございます。そういったところで草刈りを、どうしてもしなければいけないなあというようなことで、今回、管理、その草刈り、そしてまた上から杉、山が重なっておりますので、枝も落ちたりしてるときもありますが、私はその枝は拾ってのけたこともあります。そういった意味で、その管理をどこでするのか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（横山覚君）

お答えを申し上げます。まず黒岩地区の緊急用ヘリコプターの離着陸場でございますが、これにつきましては、医師や看護師が同乗しますドクターヘリの緊急搬送のため、大災害時の被災者の搬送や救援物資の搬入時における活用を目的といたしまして、平成 27 年の 3 月に整備いたしました。そして同年 4 月から供用開始いたしております。この離着陸場の整備につきましては、西村議員に大変な御尽力いただきまして、本当にありがとうございました。

供用開始から、ことしの 8 月末までの間にですね、ドクターヘリによる緊急搬送が 3 件、防災ヘリによる救急搬送は 1 件、合計 4 件となっております。黒岩地区の緊急搬送の需要に応じることができておりますとともに、患者さんの救命率の向上、また後遺症の軽減という面でも大いに効果を果たしているものと思っております。

さて、御質問の緊急用ヘリコプターの離着陸場の法面の除草の件でございますが、緊急用ヘリコプター離着陸場は、地域の方々の救命に寄与するものでございますので、なるべく地域の方で除草をお願いしたいと考えておりまして、現在、消防団の黒岩分団をお願いをしております、この 9 月の下旬に実施をしていただけるという予定になっております。

また、ヘリコプター離着陸場のその他の管理につきましては、吹き流しやそれから離着陸地点を示します H 記号、それから今ほどおっしゃられましたちょっと西側ですか、高い木があります、そこからの枝落ちなんかがありまして、そういうものにつきまして、2 カ月に 1 度巡回、パトロールをして確認をしていこうということにしております。そして適切に管理を行っていくように予定をしております。よろしくお願いします。

11 番（西村清勇君）

今、課長が答弁がありましたように、私がこれを、質問を出してからの、多分、ことだと思いますけども、黒岩の消防団のほうに、

そういうお話がありまして、もうこの間の、きのう、おとといですか、日曜日に幹部の方が出ていただきまして、5～6人やってたと思うんですけど、私はちょうど仕事で行けなかったんですけども、5～6人がきれいに草を刈りまして、そしてその草もヘリがおりるもので巻き上げますので、そこには置かれないと、刈ったままでは。ということで全部取りのけまして、今はきれいに刈られております、確かに。

けど、消防団長にもちょっとお話を聞いたけど、ずっとこれをやね、続けて黒岩の消防団が刈るということはまだ全然決まってないというようなこともお聞きしましたけども。地域のものは地域で守るということも、一つのことであろうかと思えますけども、消防団がもし仮に、あの草刈りをするということになったとしてもお金が要るわけで、当然。要るわけで、私はもう、やはり毎年のもので、大した予算ではないと思えますので、予算を組んどいて人材センターとかそれぞれの業者に委託というか、頼んだほうがいいんじゃないかなあというような気がします、それはどうでしょうか。

それと、それから横の大きな杉の木ですけども、あれも、所有者の西さんといわれて大阪やったか京都やったかな、おいでますけども、ちょうど帰っておった、あれができる前だったか帰ってきておられて、相談に行きましたら、そりゃあ地域のことで、そんなぐあいに使うんやったらいいよ、と。切ってもいいよというようなことで了解をいただいて、総務課長にもそのことを伝えたことがあるというように思えますけども。今はそんなに、妨害になってないかもしれないかもしれませんけども、これから先のことを考えてみますと、いくら太るかもわかりませんし、先には切らせていただけないになるかもしれないかもしれませんし、この際、了解をもらえる息子さんの代になっておりますけども、了解はいただけるんじゃないのかなというように私は気がしますが。

あれを自伐林業の方が今やったらちょうどおいでますし、そんなに切っても時間はかからんというような気がしますけども、あれを取りのけたらどうかなというような気がしますけど、この点についてはどう思うか。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。消防団につきましては、毎月ではありませ

んけれども、機械のほうの点検作業とかいうときにですね、草刈りをしてもいいよというふうな話がございます、今回はそこに甘えているところもありますけれども、またその費用の関係もありますので、また委託の関係も含めてそれは検討してみたいと思います。

またその杉の件ですけれども、確かに、人命を預かりますヘリコプターの安全な運行につきましては、非常に大切なことだというふうに思いますので、早速ちょっとお話をさせてもらってですね、その木をどれくらい切っているのかという話をですね、詰めさせてもらいたいと思います。以上です。

11 番（西村清勇君）

あの杉の木はあそこができたとき以来、よそのほうからずっと見に来ていただいた方も、あれは切ったらえいねというようなお話でおりましたので、話がつかなければいけませんけども、話がつくようでしたら、なるべく早く切つてのけといたほうがいいんじゃないかと思いますので、その点はまた地権者がいることですので、また話をしていただいて、構んと言えはまたのけていただくというようにしていただきたいと思います。

そしてまた、その草刈りのことについては、消防団ができるだけ続けてやっていくのかどうかわかりませんが、消防団のほうでちょっと大変やと、なかなか広いんです、あれ、ちょうど面積があつて。ほとんどがもう草になっておりますので。草を刈るときに電話がかかってきましたけども、「どこまで刈ったらいいろう」という電話がありまして、「上にお墓があるき、そこまで町の分やから刈ってもらいたいけど」と言ったら、「そらあちょっとばあじゃないけ刈れんね」というていうことでしたけども。その敷地内以上の上の上がったところはもう刈ってないろうと思います、広くて。

そんなことで、刈っていただいて今はおりますけども、また黒岩の消防団ともお話しをしていただいて、もし難しいようでしたらまた今言ったように予算を組んでおって、また、業者とか人材センターとか頼むような形をとっていただきたいと、このようにお願いをしときたいと思います。

ヘリの離着陸場については、これで質問を終わらせていただきます。

次に、地場産センターの外の灰皿についてお尋ねをしたいと思います。

今、禁煙が強く言われていますことはもう承知でございますけども。どこに行っても公にはたばこを吸うことができなくなっていることは言うまでもありません。

そこで地場産センターも管内は全て禁煙にはなっています。以前は喫茶の中でもたばこも吸えておったわけですけども、今は、外にも大きな灰皿が置かれておりましたけども、その灰皿もなくなりまして、どうしたことよと聞きますと、役場のほうが全部取って帰ったというようなことで、灰皿が1個も、上も下も置いてなくて、地場産センターの喫茶の中までたばこが吸えなくなってお客さんが減ってしもたというようなことも聞いておりますけども。せめて1カ所くらい外でも構いませんので、灰皿はたくさん、引き上げたがあると思いますので置いていただいたらどうかなと思っておりますけども。このことについてお聞きをしたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

西村議員の御質問にお答えいたします。西村議員のおっしゃられるとおり、非喫煙者の受動喫煙を防ぐために、現在、地場産センターの建物内外に灰皿は設置されておられません。

ただ、観光客の中には喫煙される方もいらっしゃるから、喫煙場所を確保することの必要性も考えております。建物内では分煙が困難なために引き続き禁煙としてまいりますが、屋外におきまして、非喫煙者と分煙できる喫煙場所を検討した上で、灰皿のほうを設置してまいりたいと考えております。

11 番（西村清勇君）

このくらいのことで検討と言われたら非常に困るんですが。この間、喫茶の方から、これはこんなことがありましたからということで今回質問させていただいたわけですけども。この間、何カ月もたっておりませんけども、観光客の方がバスで来られて、そしてその観光客の方が、何か上のほうのトイレの近くにごみ箱を置いておるそうでございますけども、私もそのごみ箱は確認をしておりませんけども、そのごみの中にいっぱい、いろいろな紙くずを入れるようになっておるそうです。その中にその吸い殻を捨てられて、行ってみると、もう燃える寸前やったと。くすっておったと。いうようなことで、私が行かざったらもう火事になっちゃったかもしれん、というようなことをおっしゃっておられました。

そういった意味で、あくまでも観光があそこは非常に来ますので、

バスで長時間乗ってこられて、おりたらたばこを吸う人は必ず吸いたいのが僕は当然やと思いますので、せめて下でもいいですし、それからその灰皿がなくなるような形でしたら、上の踊り場がありますので、踊り場でも結構だと思いますので、灰皿をぜひ、これは置いてもらいたいというがは、その喫茶の人が言って、もう喫茶の人は本当にトイレの掃除から、そしてまたいろいろな身の回りから、本当に苦労されゆうと思います。

そういった意味で、灰皿は置いていただいたら、いつでもうちが掃除はしますと。責任を持って掃除もしますと言うのですから、ぜひ、館内やったら問題があろうかと思いますが、外ならそんなに、ほかの、はたの人に迷惑がかかるとは私は思いませんので、ぜひ、これは置いていただきたいと。検討じゃなしに置いていただきたいと僕は思っておりますけれども、どうですかね。

産業建設課長（公文博章君）

産業建設課としましても、その灰皿は設置していく方向では考えております。今その検討というのは、たばこを吸わない非喫煙者の方と分煙ができる形をとる必要があると思いますので、その場所等をですね、そちらのほうを検討して、灰皿は設置していく方向で考えております。

11 番（西村清勇君）

わかりました。喫煙室を別に建ててよ、そこを喫煙室にするというんだったら、大きな費用が、予算もかかることになってきますけれども、ただ、あの青空へ置くのにはやね、そんなに負担がかかるわけでもないし、ぜひ、置いていただきたいと思ってしましたが、置いていただけるということでもいいんでしょうか。置いてもらえるんよね。

産業建設課長（公文博章君）

お答えします。灰皿のほうは設置していくということで考えております。

11 番（西村清勇君）

ありがとうございます。それではぜひ、ひとつよろしく願いを申し上げたいと思います。

それでは次に、灰皿の問題はこれで終わらせていただきます。次に、地場産センターの下のトイレについてちょっとお尋ねをしたいと思いますが。この下のトイレにつきましては、この5月に議会懇

談会がありまして、その懇談会の中で、地場産センターのトイレは非常に汚いと、何とかならんかねという質問がありまして、その後、議会の方々もそれを視察に行ってまいりました。

余りきれいだとは言えない状態でしたが、トイレっていうのは本当にどこに行ってもですけど、きれいなトイレやったら非常に気持ちがいいんですけども、トイレの汚れちゅやつはもう、汚れはもうどうしようもない、本当にいやになってきますけども。

このトイレの掃除ですけども、一つも管理者がトイレにはおりませんので、これは。喫茶の方も言われておりましたけど、これはうちの広報のちょっと書き間違いやったというように思っておりますけども、その地場産センターのトイレは非常に汚いと書かれたというので、お客さんが、地場産センターのトイレは汚いんかよと言われて、非常に不機嫌に言っていました。

上のトイレは、喫茶の方がずーっと掃除を毎日朝晩していただいているそうです。それで非常にきれいで県からも表彰されたというようなことも聞いておりました。きれいで。それやのに広報に書かれたということで、非常にいろいろおっしゃっておりましたけども。それはそうじゃない下のトイレのことやきというてそのとき言いましたけど。

下のトイレもぜひ、どこかが責任を持ってトイレの掃除をするとかいうようにしたほうがいいんじゃないかなと思いますけども、喫茶の方はもう下のトイレまではもう掃除はようしないというようなことを言っておりましたので、産経のほうになりますかね、職員でも構いませんので何日に1回は行って掃除をするというようなことができますでしょうかね。この件についてよろしくお願いします。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。地場産センター下1階のトイレの管理です。地場産センターには1階東側外側に面した障害者用トイレと、2階の施設内には男女別のトイレが設置されております。1階の障害者用トイレにつきましては、現在、産業建設課のほうで適宜、点検清掃などを行っております。

ただ、今まではその回数とかが少なかったこともありまして、汚いということも言われておりまして、ただ先週からですね、職員のほうで毎日、点検のほうは行っていくと。点検をしたときに汚れておれば、適宜清掃していくということにしております。

今後、観光客などの方のトイレの利用も増えると考えられますので、利用者の立場に立ちまして、清潔で快適に利用していただけるように維持管理に務めてまいりたいと考えております。以上です。

11 番（西村清勇君）

あそこの下のトイレは、観光の方が来たら、かなり利用するんじゃないかなというような気がしますし、2階のほうのトイレを使っただけであれば、それはきれいにもう清掃されて本当にいつ行ってもきれいですけども。2階がつかえたとか、また下ですぐに行きたくなったとかいうたら、あそこへ走り込むということも考えられますので、下のトイレもぜひ責任を持って清掃していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、トイレについては定期的に清掃していただけるということになりましたので、トイレについての質問を終わらせていただきます。

次に、上町の観光センターの駐車場について、を御質問をさせていただきます。

駐車場につきましては、今、非常に困っているところでありますけども、その後、銀行の隣の木材屋跡を借りて駐車場にしてはどうだろうかという話がすごい進んでおりました。が、その後、町長が行って地権者の人に話をしたということも聞きますし、してないんじゃないかよという話も聞きますけど、どっちがどっちかわかりませんでしたけども。

この件につきましては、きのうの行政報告の中で、町長が、もう報告がありましたので、駐車場につきましては四国銀行横の民間地を活用する予定として、所有者との協議を進めておりますので、借り上げ後は観光客の方々に利用いただけるものと考えています、という報告がありましたんですが、まだ話がついてはないというような取り方をしますけども、今現在、どこまで話がいつているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。先週、ちょっと議会の前、先日になりますけども、地権者の方と直接お会いをしまして、条件等話しをさせていただいて、議会終了した後に、賃貸借契約を結んで正式にお借りをするということで決定をしております。契約を結んだ後はバスの駐車場として使えるという状況になります。

すので、御了解いただきたいと思います。以上です。

11 番（西村清勇君）

わかりました。人の話によれば、人に頼んでおるとかいうような話も聞こえてきますし、どういふようなことになっておるのかなと思いましたが、現在、四国銀行が下のほうでしたけども、上に上げてきまして、駐車場を。きれいな駐車場に、借りてつくっておりますけども、何か四国銀行の駐車場が増えてきたんじゃないろうかのような、広さが、思っておりますが。早くしないと、入り口をふさがれたら、もう奥のほうが使えなくなりますので、早急にこれは話を進めていかんといかんあというふうな気がいたしました。

そしたら今の、現在の、まだ建物が残っておりますので、あれを崩して、あそこを入り口にして駐車場にすることですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。もう建物は壊れてますので、事務所のところの建物が壊れてまして、大型駐車場のスペースを1台分地権者のほうで用意していただけてます。そこにバスをとめるということで賃貸借契約を結ばせていただくということになっておりますので、またチーム佐川推進課の課長が今、具体的に賃貸借契約の締結の業務進めておりますので、もしお時間ありましたら課長と一緒に現地に行って御説明させていただきますので、よろしく願いたいと思います。以上です。

11 番（西村清勇君）

建物が壊れてないというように、僕は気がしましたが、壊れてるところは四国銀行がもう借りて駐車場になっているんじゃないかというように思うんですけど、その四国銀行が借りちゅう分と今の建物との間をぬけるということですか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。建物についてはですね、今、町長も言いましたが、一部壊してですね駐車場にされております。その中で、舗装してですね、四国銀行寄りのほうが普通車をとめる区画線を6台分整備しておりますして、そちらのほうは四国銀行さんのほうがお借りするということを聞いております。

うちの、役場のほうがお借りするのは、その横に大型バスというペイントした場所がありますので、そちらをお借りするようになっています。以上です。

11 番（西村清勇君）

すいません、勉強不足で。議員の方からも、なっておるというお話で、私がちょっと勘違いをしておりました。なるべく早く駐車場をつくってあげないと、観光客がどんどん増えてきてるのに、車を置くところがないというようなことでは非常に困るということになってこようか思いますので、ほかの駐車場といっても、ほかにはなかなか適当なところが見当たりませんし、もうあそこが一番、上町へ上がっても適当な土地ではないだろうか、このように思いますので、もうあれしかないというように私も考えておりますので、そういう契約が結ばれるということになっているそうでございますので、契約が終わりましたらまた観光の方も置くことができるということになるようでございますので、駐車場の件に関しては、これで質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、今現在、産業建設課に要望はどのくらい入っているのかという質問をさせていただいております。この質問は、何年も前からの仕事が随分残っておられると、このように思いますので、長い年月ではちょっとわかりにくいというようなことが考えられますので、まず最初に、去年からの3年間、3年間でいいですけども、要望があって工事ができてないというものがどのくらいあるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

西村議員の御質問にお答えします。産業建設課には、町道改良、舗装補修、水路修繕、農道修繕、草刈り、水道のことなど、町民の皆様から多くの要望が寄せられております。近年では、ここ3年くらいの平均では、約年間 170 件程度の要望が寄せられております。ちなみに今年度は、8月末の時点で 64 件の要望が寄せられております。

そのうち、まだ対応ができていない箇所ということなんですけども、なかなか全てに対応するのは難しくてですね、今のところ平均しますと、対応ができているのが6割程度ぐらいになると思います。

今、いろいろその予算とか人員とか時間の関係もありまして、全ての要望にお応えできているわけではありませんけども、緊急性の高いものから順次優先して、また地域住民の力もお借りすることで何とか対応しているところが現状でございます。

限られた予算で、町民の皆様の要望にできるだけお答えできるよ

うに、これからもいろいろと工夫を凝らして、また地域住民のお力もお借りしながら対応に努めてまいりたいと考えております。以上です。

11 番（西村清勇君）

中には、もう何年も要望してやっていただきたいけど、やっていただけないと。できないというようなこともお聞きすることもありますけども、今、課長がおっしゃられたように、予算が伴って工事を進めていくわけですので、予算がないと確かにできないというようなこともありますし、そしてまた要望はしておっても地権者、町道なんかは特にそうですけども、地権者との話がつかずに工事が進んでないというようなもんもたくさんあるかと思えますけども、早急に、予算がないのでできないというががどのくらいあるんですかね。ちょっとその点、わかりませんか。

産業建設課長（公文博章君）

すみません、申しわけありません。その予算の関係でなのか、その土地の関係でなのか、いろいろ理由はあるんですけども、ちょっとその細分につきまして、今のところ、数字でよう押さえてませんでしたので、その辺はすみません、ちょっと今わかりません。

11 番（西村清勇君）

それはちょっとわかりにくいと思いますので、いろいろ小さいがから大きいがまで、それはさまざまだろうと思えますけども。予算がなくて山積みになっていかれるというようなことになれば、町長に相談して、産経のほうへ予算をもっと増やしていただくとかいうような形をとりながら、やっぱりいくらでも積んでおかずに、できるだけ要望に備えていってないと、もし仮に災害が起こったときには、いつ起こるかもわかりません。

ことは、幸せがいいことに台風が一度も来なくて災害も起きておりませんし、それからけどもまだ、きのう 14 号が発生をしました。そしてまた 15 号、16 号と、これは 100% 台風になるだろうということで、3 つが一緒に来る可能性が非常に高くなっておりますので、まだまだ今年も油断はできないと思えますけども、そういった大きな災害が出たときに困ることになりますので、ある程度は、その要望の分をやっていかないと、まだまだ取り残されるような形になりますので、そこらへんも心配をしておりますけども、課長が順次、緊急を伴うものからやっていただけるというようなこと、お聞きを

しましたので安心をしております。

それでは、産業建設課の要望については、これで質問を終わらせていただきます。非常にやさしい質問で申しわけありませんでしたけども、いろいろとこう要望をさせていただきました。ぜひとも抜かりがないように、ひとつまたよろしく願いを申し上げたいと思います。

それでは、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、11 番、西村清勇君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終わります。

日程第 2、常任委員会審査報告について、を議題とします。

総務文教常任委員長の報告をお願いします。

総務文教常任委員長（中村卓司君）

それでは、総務文教常任委員会から報告を申し上げます。

（以下、「総務文教常任委員会審査報告書」朗読）

以上 6 件、意見もつけ述べさせていただきまして報告にかえたいと思います。

議長（藤原健祐君）

ここでちょっと休憩します。

休憩 午後 1 時 47 分

再開 午後 1 時 48 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

受理番号 1 について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号 1、2017 年度地方財政確立に向けた地方自治法第 99 条に基づく議会採択について、は採択することに決定をいたしました。

受理番号 2 について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情について、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号 2、「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める陳情書、は不採択することに決定しました。

受理番号 3 について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情について、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号3、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情書、は不採択することに決定をいたしました。

受理番号4について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情について、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号4、「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情書、は不採択することに決定しました。

受理番号5について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号５、「特別支援学校の設置基準」策定を求める陳情書、は採択することに決定しました。

受理番号６について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情について、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、受理番号６、「給食費の無償化」を求める陳情書、は不採択することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を、16日の午前９時とします。

本日はこれで散会します。

散会　　午後１時５０分

